平成２４年（フ）第２７７号
和歌山市園部354番地の４
債務者　山本沙也香（旧姓國武）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９２号
釧路市緑ケ岡１丁目17番12号　ハイツサンシャイン１―Ｃ
債務者　内野　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１９７号
釧路市武佐４丁目21番252号
債務者　佐藤真紀子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２７号
北海道標津郡中標津町東18条北９丁目１番地
東中団地79―１Ｂ４号室、住民票上の住所北海道標津郡中標津町東18条北９丁目１番地
債務者　佐々木紀美代
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午前11時45分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第１２４４号
横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目15番１号　獅子ケ谷寮
債務者　三浦　憲一
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５９２号
横浜市旭区今宿南町2039番地　ベルハイツ今宿Ａ―202
債務者　冨永　貴文
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５９３号
横浜市金沢区柴町345番地13　森田テラス102
債務者　有地優美子（旧姓高塚）
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６１１号
横浜市泉区和泉町791番地２　エスタシオンⅡＢ棟
債務者　坂上　正喜
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７１５号
神奈川県藤沢市高倉639番地の８　コスモＡＯＩ長後303
債務者　池田　暁映
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７２９号
神奈川県藤沢市善行団地３番３―305号
債務者　伊藤　　進
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８２８号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン５―４号棟302号
債務者　飯島　光正
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４１号
神奈川県鎌倉市上町屋581番地　湘南町屋ハイツ101
債務者　佐藤　重弘
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４２号
神奈川県鎌倉市上町屋581番地　湘南町屋ハイツ101
債務者　佐藤　久美
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８５７号
横浜市南区井土ケ谷中町96番地
債務者　津田　久夫
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８６４号
神奈川県海老名市河原口２丁目16番30号
債務者　長畠　玲子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部